

予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の葬式における会葬、供物等の贈与について（通達）

昭和 50 年 2 月 18 日  
陸幕 1 第 66 号

改正	昭和 53 年 1 月 13 日陸幕監理第 1 号	昭和 53 年 1 月 13 日陸幕監理第 3 号
	平成元年 9 月 22 日陸幕人計第 295 号	平成 6 年 3 月 17 日陸幕総第 36 号
	平成 10 年 7 月 29 日陸幕人計第 240 号	平成 11 年 3 月 24 日陸幕人計第 83 号
	平成 14 年 4 月 25 日陸幕人計第 152 号	平成 18 年 3 月 24 日陸幕人計第 129 号
	平成 18 年 7 月 26 日陸幕法第 127 号	平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号
	平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号	平成 29 年 3 月 24 日陸幕人計第 161 号
	平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号	

陸上総隊司令官

各方面総監

各部隊長

殿

各機関の長

陸上幕僚長の命により  
総務課長

（例規 32）

予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の葬式における会葬、供物等の贈与について（通達）（人教定第 201 号）

陸上自衛隊の予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補（以下「予備自衛官等」という。）の葬式（訓練招集及び教育訓練招集中を除く。）における会葬、供物等の贈与は下記により実施されたい。

記

1 葬式の場合の弔慰等

（1） 方面総監及び担当地方協力本部長又は指定部隊長（自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号。）第 75 条の 3 の規定により指定されている部隊の長をいう。）は、死亡した予備自衛官等に対し、別表に定める基準により会葬、供物等を行うことができる。

（2） 師団長、旅団長、団長及び訓練招集部隊等の長は、死亡した予備自衛官等に対し、特に必要と認める場合は、師団長、旅団長及び団長は方面総監に、訓練招集部隊等の長は地方協力本部長に準じて別表に定める基準により会葬、供物等を行うことができる。

2 幹部予備自衛官等の死亡時の速報

担当地方協力本部長又は指定部隊長は幹部予備自衛官等の死亡を確認した場合は、次の事項を電話又は電報により順序を経て陸上幕僚長に速報するものとする。

- (1) 部隊等名（予備自衛官にあつては担当地方協力本部名、即ち予備自衛官にあつては指定部隊名とする。）
  - (2) 階級、氏名（氏名には振り仮名を付ける。）
  - (3) 死亡年月日
  - (4) 死亡の原因
  - (5) 葬式を行う年月日及び場所（場所は市町村番地まで）
  - (6) 喪主名（振り仮名を付ける。）
- 3 会葬、供物等の経費  
既示達の庁費から支弁するものとする。
- 4 この通達による会葬、供物等の贈与は昭和50年4月1日から実施する。  
配布区分：自衛隊各地方協力本部長  
(例規配布なし)

別表

## 予備自衛官等の葬式における会葬供物等の基準

死亡者の階級		幹部	准尉	陸曹陸士	予備自衛官補
弔慰を表す者 弔慰の種類					
陸上幕僚長	弔辞又は弔電	弔電			
方面総監	弔辞又は弔電	弔電			
担当地方協力 本部長又は指 定部隊長	会葬	自身又は代理者  (地方協力本部又は指定部隊所在地付近)			
	弔辞又は弔電	弔辞又は弔電			
	供物	13,000 円			